

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月4日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の95</u></p> <p>(別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の105</u></p> <p>(別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあっては、<u>100分の135</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u></p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

を乗じて得た額の総額 3 及び 4 (略)	を乗じて得た額の総額 3 及び 4 (略)	
--------------------------	--------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(提案理由)

武蔵野市一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合の変更に伴い、所要の改正をするものである。